

# 平成27年度 第1回大衡村総合教育会議

日時： 平成27年10月23日(金)

午後2時

場所： 役場3階第3委員会室

## 次 第

1. 開 会
2. 挨拶 大 衡 村 長 萩 原 達 雄
3. 協 議
  - (1)総合教育会議の設置について…資料1
  - (2)教育振興に関する施策の大綱(案)について…資料2
  - (3)その他(意見交換)
4. 閉 会

平成27年度

第1回大衡村総合教育会議出席者名簿

所	属	氏名	備考
大 衡 村	村 長	萩 原 達 雄	
大 衡 村	総務課長	早 坂 勝 伸	
大 衡 村	総務課主幹	堀 籠 緋 沙 子	

所	属	氏名	備考
大衡村教育委員会	教育長	庄 子 明 宏	
大衡村教育委員会	教育長職務代行者	高 橋 健 正	
大衡村教育委員会	教育委員	渡 邊 勇	
大衡村教育委員会	教育委員	鎌 田 澄 子	
大衡村教育委員会	教育委員	齋 藤 さ と 子	
大衡村教育委員会	教育学習課長	佐 野 克 彦	

平成 27 年 5 月 28 日公布  
大 衡 村 告 示 第 68 号

## 大 衡 村 総 合 教 育 会 議 設 置 要 綱

### (設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、大衡村の教育に資するため、大衡村総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 大衡村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定に関する協議
- (2) 大衡村の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### (組織)

第 3 条 総合教育会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。

### (招集)

第 4 条 総合教育会議は、村長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、村長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

### (意見の聴取)

第 5 条 総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、大衡村の公式サイトなどに掲示するよう努めるものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 教育振興に関する施策の大綱（案）

～みんなで学び， みんなで育む， 生涯学べるまちづくり～

平成 27 年 月

大 衡 村

## ～はじめに～

本村は、平成22年に策定した第五次大衡村総合計画の「共に育み 共に創り 共に生きる 愛と活力にあふれたまちづくり」を基本理念に、教育については「みんなで学び、みんなで育む、生涯学べるまちづくり」を基本構想として基本計画に沿いながら諸施策を進めて参りました。

その一環としての就学前保育・教育では、公設公営の幼稚園・保育園から民設民営の認定こども園への移行により、子どもたちがすくすくと育つ環境が整いました。学校教育では、少人数学級編成の促進や、小中高校の連携によるきめ細やかな指導と繋がりのある志教育を行っております。これからは、更に「この村で子どもを育てて良かった」、「この村の学校で学ばせて良かった」「この村に住んで良かった」と実感されるまちづくりを進めていかなければならないところであります。

このような中、平成27年4月からの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、教育委員会に係る制度が改められ、これにより新たに村長が「総合教育会議」を立ち上げ、教育委員会との議論の中で、教育に関する大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行い、相互が本村における教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されております。

「総合教育会議」で「大綱」を定め、教育政策の方向性や目標を明確にすることにより、今まで以上に諸施策が推進できるものと確信しており、この大綱は、学校・家庭・地域・行政が円滑な連携のもと、大衡村の住民の皆さんが将来にわたって幸せで、充実した人生、より良い社会・地域を創っていくための人づくりの指針として策定いたしました。

平成27年 月

大衡村長 萩原達雄

## まちづくりの将来像

共に育み 共に創り 共に生きる

愛と活力にあふれたまちづくり

四季折々に多彩な姿を見せる山々や「万葉の森」「達居森」に代表される自然環境や永年培われてきた歴史や伝統・文化など誇るべき財産を守り大衡村が確実に前進し、村民一人ひとりが物理的な豊かさはもちろんのこと、主役である村民と・企業・行政との協働によりみんなが明るく元気に暮らせるまちづくりを目指します。

## 教育大綱の基本理念

みんなで学び、みんなで育む、生涯学べるまちづくり

村民一人ひとりが生きがいのある人生をおくることができるように、総合的な学習環境の整備を進めます。また、郷土を愛する心豊かな人材を育成するため、郷土教育の充実を図ります。

学校教育と社会教育の活性化を推進し、地域ぐるみで子どもの教育や青少年の健全育成など地域教育の充実を図ります。

また、国際化や高度情報化に対応した語学教育や情報教育を充実させ、新時代に即応できるような人材の育成を図ります。

さらに、これまでの村の伝統や文化の保護・継承を郷土教育とともに進めながら新たなコミュニティの形成を図ります。

また、健康増進を目的としたスポーツ・レクリエーション活動ができる施設の維持管理や、住民による自主的な各種競技への参加活動への支援を図ります。

## 基本目標

### I 「学校教育の充実」

子どもたちの学ぼうとする意欲を支援し、個性や能力を活かした教育環境の充実を進めます。

### II 「社会教育の充実」

生涯学習への参加意欲向上を図るため、学習機会の拡充と学習施設の充実、継続的な学習プロセスづくりといった活動メニューの検討などに努めます。

## 計画の期間

計画の期間は平成27年度～平成31年度までの5年間。

最終年度を第五次大衡村総合計画（H22年度～H31年度）」に合わせています。

## 基本施策

### I 「学校教育の充実」

- ①心豊かな児童・生徒の育成と特色ある学校づくりの推進
- ②基礎基本の定着を図る学習指導の推進
- ③家庭や地域との協働した教育活動の推進
- ④教職員の資質及び指導力の向上
- ⑤教育施設等の整備充実
- ⑥防災教育の充実
- ⑦ICT教育の充実

### II 「社会教育の充実」

- ①社会教育の推進体制の充実強化及び社会教育施設の整備充実
- ②ライフステージに応じた学習事業の充実
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④青少年健全育成とボランティア活動の推進
- ⑤魅力ある芸術文化活動の推進
- ⑥生涯スポーツの推進と充実